

議案第34号

石岡市下水道条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市下水道条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月25日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

下水道法施行令の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するため。

## 石岡市下水道条例の一部を改正する条例

石岡市下水道条例（平成17年石岡市条例第156号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第10号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。